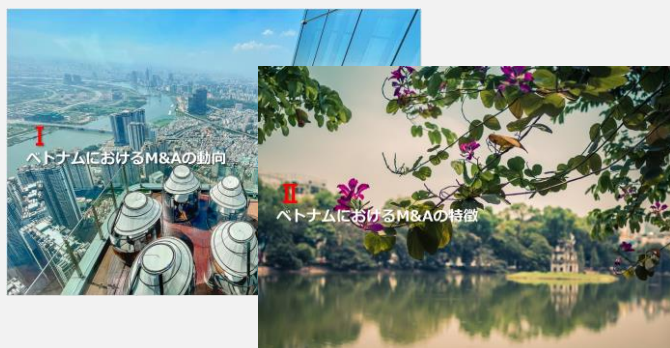


CaN International Group 各種セミナー開催のお知らせ

CaN International Groupでは各種セミナーをとおして、コロナ禍における日系企業の海外進出やM&Aにかかる情報等を積極的に発信しています。下記のセミナーは盛況のうちに終了いたしました。

▼ ベトナムM&Aセミナー



I-GLOCALとCaN International Groupが共催する「アフターコロナのベトナムM&Aトレンドと実務上の留意点」と題するウェビナーで弊社小田が「ベトナムにおけるM&Aの動向と特徴」というタイトルで講演しました。ベトナムM&A固有の特徴や典型的な検出事項について解説し、セミナー後も問い合わせが寄せられる等、関心の高さが伺えました。

▼ 会計士向け独立開業セミナー

Seven Rich Groupが主催する「興味ない会計士こそ独立開業を目指すべき理由」と題するウェビナーに弊社大久保が登壇しました。当日は多数の公認会計士が参加し、Q&Aセッションでは時間が足りなくなるほど多数の質問が登壇者に寄せられ、活発な議論がなされました。

最新の関連法令

「実質的支配者リスト制度」が令和4年1月31日から開始、ぜひ活用を！

令和4年1月31日からマネーロンダリングの防止を目的として実質的支配者リスト制度が開始されました。実質的支配者リスト制度とは、株式会社(特例有限会社を含む)からの申出により、商業登記所の登記官が、当該株式会社が作成した実質的支配者リストの内容を確認し、その保管及び登記官の認証文付きの写しの交付を行う制度のことをいいます。

実質的支配者に該当するかどうかの判定方法

No	内容	判定
1	議決権の50%超を直接・間接に保有している自然人	実質的支配者
2	議決権50%超の実質的支配者はいないが、議決権の25%超を直接・間接に保有している自然人	実質的支配者
3	上記1, 2に該当しない自然人	対象外

(注1) 持分会社は対象外

(注2) 国、地方公共団体、上場会社等は自然人

当該制度が導入される前は、金融機関から実質的支配者の確認資料の提出を求められた際に株主名簿や法人税申告書の提出に加え、間接保有している実質的支配者の本人確認書類等を提出することが一般的でしたが、当該制度の導入により、認証済みのより信頼性の高い証明書を提出することが可能になりました。

現在、当リストは日本語のみで発行されていますが、今後、海外の金融機関向けに使用できる英文版の発行が期待されます。